

### 3. フランスの外資規制

#### (1) 対内直接投資に関する基本政策

1966年12月28日、「対外金融関係法」(Loi No.66-1008 du 28 Decembre 1966 relative aux relations financiers avec l'étranger)が定められた。同法は、その第1条において「フランスと外国との間の金融取引は自由である」とし、原則自由の建前をとっている。しかし、その後のフランスにおける経済状況に合わせて、一時的には厳しい為替管理規制が導入されたが、1980年以降は、フランス経済の成長、フラン相場の相対的安定、および貿易収支の好転にあわせて、為替管理規制は段階的に緩和されてきた。

金融面においては、1984年以降、金融自由化および規制緩和を積極的に推進しており、新銀行法の施行(1984年)、CD(譲渡性預金)、TB(大蔵省証券)、CP(コマーシャル・ペーパー)など新金融商品の開発、金融先物市場の創設(1985年)、債券格付機関の創設など流通市場の近代化面で成果をあげている。

輸出入管理規制は、フランス国内法として適用されているが、WTO等の国際的な制度の枠組み、およびEUの共通政策に合わせて、規則が整えられると共に、その枠組みに従って管理運営が行われている。輸出入規制品目・規制地域、関税率の決定、セーフガードの発動、ダンピング防止措置の決定は、EU委員会の指令の下に実施されるため、フランスとの貿易取引については、EUの通商関係規則も併せて参照する必要がある。1989年3月9日付「対外金融関係を規制する政令」89-154号、そして同年12月29日同政令を改正する形で、「対外金融関係を規制する政令」89-938号が制定され、為替管理規制は一段と緩和された。

#### (2) 対内直接投資に対する規制

##### 1) 分野横断的規制

対内直接投資は1989年12月29日付「対外金融関係を規制する政令」第89-154号により、対内直接投資の規制が大幅に緩和された。ついで1996年2月14日付「対外金融関係を規制する法律」第96-109号、「同政令」第96-117号、2003年3月7日付「対外金融関係を規制する政令」第2003-196号、2003年3月7日付「政令第2003-196号の適用に関する省令」により、一段と緩和された。<sup>102</sup>対内直接投資はEUの共通政策に従い、原則自由であり、分野横断的な規制はないが、これまで例外的に国家安全保障の観点から、防衛分野で外資規制を行ってきた。2005年12月にテロ等の新たなリスクに対応する目的で、通貨金融法典を改正、新たに「対外金融関係を規制する政令」2005-1739号を制定し、新たな規制を

<sup>102</sup> 株式会社東京リサーチインターナショナル「主要国における対外取引規制」平成12年3月

導入している。

#### 所轄官庁

経済財政産業省国庫局(Direction du Tresor)はフランスと外国(非居住者)間の金融関係、特に対内直接投資・対外直接投資、及び対外借入等を管轄する権限を持つ。

#### 根拠法

「通貨金融法典(Monetary and Financial Code)」第1部通貨・第5編外国との金融取引(Part Financial Dealings with Foreign Countries)及び2005年12月30日付「対外金融関係を規制する政令(Decree regulating financial relations with foreign countries)」第2005 - 1739号。これまで1996年2月14日付「対外金融関係を規制する法律」第96-109号、「同政令」第96-117号、2003年3月7日付「対外金融関係を規制する政令」第2003-196号が外資規制に関する根拠法となっていたが、2005年12月30日付「対外金融関係を規制する政令」第2005 - 1739号に代替された。

#### 通貨金融法典(Monetary and Financial Code)概要

基本原則は以下の通りである。

- ・ フランスと外国との間の金融取引は自由(無制限)である。
- ・ 国益の維持の目的で外国為替取引、資本取引を申告、許可、検査の対象にすることができる。
- ・ 経済財政産業大臣は外国投資家がフランスでの活動が公共秩序、公衆衛生、治安・防衛の行使に影響を及ぼす場合、取引の中止、変更を命令することができる。

基本原則に関する関連条文は以下の通りである。

( ) フランスと外国との間の金融取引は自由(無制限)である。

#### 第5編 外国との金融取引

##### L151 条-1

フランスと外国との間の金融取引は自由(無制限)である。取引の自由は、フランスが行った国際的約束を遵守し、この章で規定する手続に従う。

( ) 国益の維持の目的で外国為替取引、資本取引を申告、許可、検査の対象にすることができる。

##### L151 条-2

国益の維持の目的でフランス政府は経済財政産業大臣からの報告に基づき、政令により

以下を行うことができる。

- 1．以下の取引を申告、許可、検査の対象にすることができる。
  - a) フランスと外国のあらゆる外国為替取引、資本取引
  - b) 海外におけるフランス資産の形成、変更、廃棄
  - c) フランスにおける外国投資家による資産の形成、廃棄
  - d) フランスと外国間の金輸入ならびにすべての物質の移動
- 2．EU 以外の国への財の輸出、サービス、更にはあらゆる売上、利益から生じた売掛金の本国への送還を命じることができる。
- 3．上記 1 a)b)の取引を仲介する許可を与えることができる。

( ) 経済財政産業大臣は外国投資家がフランスでの活動が公共秩序、公衆衛生、治安・防衛の行使に影響を及ぼす場合、取引の中止、変更を命令することができる。

#### L151 条-3

経済財政産業大臣は外国投資家がフランスでの活動において事前許可なくあるいは事前許可の条件に違反して、公共秩序、公衆衛生、治安・防衛の行使に影響を及ぼす場合あるいは軍事目的で武器、弾薬の研究、製造、売買を行った場合、取引の中止、変更を命令することができる。

#### L151 条-4

L 151 条-2 - 1 c)の許可なく、直接的あるいは間接的に L. 151 条-3 で言及した活動を行う外国投資を生じさせるいかなる契約も無効である。

## 2) 例外としての新外資規制

2005 年 12 月 30 日付で「通貨金融法典」第 5 編に R151 - 3 条、R153 条を追加し、さらに「対外金融関係を規制する政令」第 2005 - 1739 号を新たに制定して、新しい外資規制が導入された。

### ( a ) 新しい外資規制の背景

これまで例外的に国家安全保障の観点から防衛、武器製造の分野で外資規制を行ってきたが、テロ、マネーロンダリング、テロリストグループによる機密情報の盗聴等国の安全を脅かす新たなリスクが発生しており、これらリスクに対応する必要性が生じている。そのほかに外資規制の透明性を高めること並びに外資投資案件に対する政府の対応を外国投資家に予測可能とすることを目的としている。

政府は今回の外資規制は産業政策の手段とするものではないとしている。

( b ) 規制の対象となる者

通貨金融法典 R153 条は EU、EEA 加盟国とそれ以外の第三国を区別している。

( ) 第三国からの投資

非居住者及び非居住者の出資比率が 33.3% 以上の居住者企業

この規制に該当する外資の定義は、通貨金融法典 R153 - 1 条で定義されている。外国投資の定義は、非居住者が、フランス企業の経営支配権を取得する場合、フランス企業の事業を取得する場合、あるいはフランス企業の 33.3% 以上の議決権を取得する場合をいう。外資が直接的、間接的に保有する株式が合算される。つまり非居住者が規制業種企業の議決権を直接的、間接的に 33.3% 以上取得する投資案件が規制の対象となる。

( ) EU、EEA 加盟国からの投資

R153-3 条で定義されており、非居住者が、フランス企業の経営支配権を取得する場合とフランス企業の事業を取得する場合をいう。第三国からの投資の定義に含まれる出資比率 33.3% 以上の規定はない。

( c ) 規制対象取引

防衛、テロ、マネーロンダリング等に係わる 4 セクター 11 業種への外国投資家によるフランス企業の 33.3% 以上の株式取得

( d ) 規制対象業種

4 セクター<sup>103</sup> :

- ・ 防衛関連
- ・ マネーロンダリング関連
- ・ 有毒性化学物質製造(テロに利用可能)関連
- ・ 機密情報 ( cryptology 暗号システム ) 関連

11 業種 :

- ) 賭博産業における活動
- ) 法規制の対象となる民間の警備活動
- ) テロにおける病原性物質・有毒化学物質の不正使用に対処する手段に関連する研

---

<sup>103</sup> 「通貨金融法典」および「対外金融関係を規制する政令」に 4 セクターの定義はない。2006 年 2 月 24 日、経済財政産業省 Guillon 部長とのインタビュー時、示されたもの。

究、開発、製造活動

- ) 通信傍受、盗聴機器に関連する活動
- ) IT セキュリティの評価と認証に関連するサービス活動
- ) 防衛施設を管理する事業者セキュリティ・サービスを提供する企業の生産、サービス活動
- ) 軍事、民生両用(dual use)の財・技術に関連する活動
- ) 暗号化手段、暗号技術提供に関連する活動
- ) 国防機密に関与する企業の活動
- ) 武器、軍需品、爆薬・火薬、軍需物資の研究、製造、取引活動
- ) 国防省と調査・機材納入契約を締結した企業の活動

#### ( e ) 規制方法

買収者は事前に経済財政産業省宛届出が必要。経済財政産業省は審査期間 2 ヶ月以内に、審査し、許可を与える。2 ヶ月以内に、経済財政産業省の決定がない場合は、自動的に許可が与えられる。

提出書類は、投資家の内容、株主構成、投資内容、契約内容等の情報を含んだもので経済財政産業省から指示される。

審査は、経済財政産業省が全体を担当、武器については国防省、マネーロンダリングについては内務省が審査を担当する。審査は、投資資金の資金源、投資家のバックグラウンド、投資内容、事業の持続性、事業能力、研究・開発能力、関連技術情報の保全、調達の安全性を審査する。審査は投資内容に関する部分とセクターに関する部分で構成される。審査の過程で、必要に応じ、経済財政産業省は外国投資家と交渉する。

これまでの否認されたケースは過去 20 年間で 2 件。いずれのケースもフランス政府が投資家に武器製造の 15 年間継続の保証(コミット)を求めたが、保証が得られず否認された。事業の持続性、事業能力に問題があるとの判断と考えられる。

#### 3 ) 統計目的で事前届出を要する投資案件

##### 対象取引

外国投資家による会社設立あるいはフランス企業の 33.3%以上の株式を取得する取引で金額 1.5 百万ユーロ以上の投資案件

##### 届出提出先

経済財政産業省

### (3) 今後の方向

新外資規制導入後まだ3ヶ月でありフランス政府は特に今後の方向性を示していない。一方、欧州委員会から今回のヒアリングでフランスの新外資規制に関し、非公式ながら以下のコメントがあった。

「フランスが昨年12月に導入した外資規制はこれまでの規制を緩和したかどうか疑問がある。」

EUはEU法第57条で制限を緩和する規制の導入は認めているが、規制を強化することになる新たな規制は認めていない。EUは規制が正しく適用されるために、加盟国を監視し、加盟国と話し合う。そして加盟国の規制が、正しく適用されていないと認めた場合、欧州裁判所にEU法の解釈を求めることができる。EUはこの観点から今後時間(2年程度要する見込み)をかけてフランスの新外資規制の内容を検討していく方針である。

### (4) 参考：OECDのフランス対内直接投資に関する調査報告

フランスはこれまで1989年、1996年、2003年、2005年に対内直接投資に関し規制緩和を実施してきた。OECDは1996年の規制緩和直後にフランス対内直接投資に関する調査報告(OECD Review of Foreign Direct Investment, France)を取り纏めた。報告書は1996年時点とそれ以前の規制について検討しており、フランス政府の規制に対する基本的な考え方を理解するのに有益な資料であり、この報告書の内容を以下に要約する。

#### 1) 報告書から推測されるフランス政府の外資規制に対する基本的な考え方

##### (a) 治安、秩序に対する配慮

規制緩和後も例外として( )官庁・地方公共団体などが行う事業にかかわる投資、( )治安、公衆衛生、公安を脅かす投資、( )武器、弾薬など軍事目的や兵器にかかわる開発・製造・売買への投資は事前許可を要する。

##### (b) EUとEEA(欧州経済地域)からの投資と非EEA国からの投資の区別

フランス当局が非EEA国からの投資に対して事前許可を課してきた理由は、発生に疑義ある資金、特に麻薬資金の洗浄防止にあるとしている。

##### (c) 相互主義(レシプロ)的な動機に基づく業種規制の実施

フランスは他の OECD 国よりも広範囲に相互主義的条件を課してきた。非 EEA 国からの投資に対し相互主義（レシプロ）的条件が付される可能性が高かった。

## 2) 規制緩和以前の典型的なふたつの規制形態

### (a) 事前許可

フランスの外資規制の特徴で、数 10 年に亘り頻繁に変更され、海外からは国内投資の扱いと外国からの投資の扱いが異なると批判されてきた。

EU と EEA（欧州経済地域）からの投資に対する規制が先行して緩和され、1995 年 7 月には非 EEA 国に対する事前許可の廃止が発表され、1996 年に実施された。

非 EEA 国からの投資に対する事前許可をフランス当局が維持してきた理由は発生に疑義ある資金、特に麻薬資金の洗浄防止にあり、一般論としては法律と秩序に対する配慮にあった。発生に疑義ある資金の洗浄防止は投資の事前許可の廃止後は 1996 年の「対外金融関係を規制する法律」で対応することとなった。

事前許可の廃止によりフランスの外資規制の最も問題な差別的側面がなくなり、過去批判されてきた欠点：投資申請の審査に特有な不透明感、審査の遅延、投資案件の変更を指示される可能性、フランス企業との潜在的利益相反がなくなった。フランス政府の決定は事前許可を必要としない大多数の OECD 国と同水準になり、フランスは対内直接投資を歓迎するというイメージを向上させた。

#### 規制緩和以前の事前許可制度

##### 1. EU、EEA からの投資

###### a) 恒久的な EU の地位がある場合

- 投資は自由
- 事前届出不要
- 事後届出

###### b) その他

- 投資は自由
- 事前届出必要
- EU あるいは EEA の地位の証明までに 2 週間必要

##### 2. EU からの投資

###### a) 売上 500 百万フラン未満の企業による 50 百万フラン未満の投資案件

- 投資は自由
- 事前届出必要

- 投資基準の実証に 2 週間必要
- b) その他
  - 事前届出必要
  - 黙諾に 1 ヶ月必要

## (b) 業種規制

業種規制は外国資本による所有が制限されていた通信とエネルギーの分野以外では相互主義（レシプロ）的な動機に基づいていた。

EEA 国に対しては航空運輸、海運業への規制廃止により業種規制は廃止された。しかし規制緩和後も非 EEA 国からの投資は業種に関し相互主義（レシプロ）的条件が付される可能性がある。フランスは他の OECD 国よりも広範囲に相互主義的条件を課すように思われる。1995 年のジュネーブでの金融サービスに関する合意に基づく金融セクターにおける相互主義的条件の暫定的廃止後、相互主義的条件の適用範囲は縮小したが、依然、通信、オーディオ・ビジュアル通信、出版、炭化水素（hydrocarbons）の探査・開発、水力発電、旅行ガイド通訳業では相互主義的条件を課す可能性がある。

各業種の相互主義的条件は以下の通り

### 通信

1986 年まで通信の設備、サービス、インフラは国営電話会社 France Telecom に完全に独占されてきた。1987 年通信大臣は条件が満たされれば、公営電話会社以外にも無線電気通信網（radioelectric network）の経営を許可することになった。しかし非 EEA 投資家の出資比率は株式あるいは議決権の 20% に制限される。この制限はフランスが当該国と相互主義（レシプロ）的条件を含んだ条約を締結すれば解除される。1998 年には郵政総局（Direction Generale des Postes）は EU の政策に従い、1998 年 1 月 1 日までにフランスの通信のインフラ、サービスにおける有効な競争を確実にするあらゆる手段をとることになった。

### オーディオ・ビジュアル通信

民放テレビ、地方民放ラジオは許可が必要である。テレビ、ラジオ放送を許可された会社への非 EEA 投資家の出資比率は株式あるいは議決権の 20% に制限される。

### 出版

1986 年 8 月 1 日付法令 86-897 で規定されている。フランス語の定期出版物を出版する企業への非 EU 外国企業の出資比率は株式あるいは議決権の 20% に制限される。

### 観光

免許の発行は相互主義によらないが、専門能力、財務保証、損害賠償保険（EU 加入国あるいは EEA 国に本店あるいは支店を有する保険会社発行に限定）を条件とす



る。観光ガイド、通訳は専門能力試験の合格が条件であり、非 EU、非 EEA 国籍者は相互主義の対象になる。非 EU、非 EEA 国は相互主義に基づきフランス人が同国で観光ガイド、通訳につく権利を有するとの証明書を発行しなければならない。

#### 農業

非 EU 国籍者によるワイン生産用農業地の取得は事前許可を要する。

炭化水素 ( hydrocarbons ) の探査・開発、水力発電

炭化水素( hydrocarbons )の探査・開発への非 EU 国からの投資は、EU 指令 94/22/EU により、内国民待遇と相互主義条項を含む炭化水素( hydrocarbons )の探査・開発・抽出に関する国際協定に従う。

水力発電に係わる企業は 1970 年 3 月の法令に基づき、EC 加盟国に設立された企業でなければならない。